

日本福祉大学社会福祉学部

『日本福祉大学社会福祉論集』 追悼号 2012年6月

## 宮田和明教授の研究を振り返って

：第1期と第2期を中心に

伊藤 文人

### 目次

#### はじめに

- 1 本稿執筆にあたっての課題の限定
- 2 日本経済史研究から社会福祉研究へ  
：その接点と社会福祉研究への課題形成
- 3 社会福祉研究者としての問題提起  
：社会福祉理論研究と社会福祉教育研究を中心に
  - 1) 社会福祉理論研究における提起 (その1) 孝橋理論批判
  - 2) 社会福祉理論研究における提起 (その2) 「新政策論」の展開と評価
  - 3) 社会福祉教育における厚生省批判と大学自治の擁護
- 4 「福祉改革」期の社会福祉研究  
：「福祉改革」への批判的検討と戦後社会福祉の総括
- 5 私たちに残された課題

#### はじめに

宮田和明教授（前学長）は2010年2月に急逝された。その約1年前の退職教職員に対する懇親会の会場で、教授は、一年休養の後に、大学の研究支援に関連する要職にご就任される予定だと直接伺っていた。私が本学に赴任した9年前には教授はすでに学長になられていたので、ほとんど教授からゆっくり社会福祉の教育や研究に関するお話を聞く機会もないままだった。教授がいったんご退職され、ご休養の後に、大学の要職へ再び復職されると聞いていたので、この間に、社会福祉研究史の研究を進行させる意味でも、教授に色々歴史的な回顧をしていただく機会を設けていただこうと思っていたのだが、それも叶わなくなってしまい、本当に残念でならない。

私は、本追悼号の執筆陣の中でもっとも若輩であり、したがって、宮田教授と過ごした時間は

あまりにも少なく、教授の研究業績を紹介していく論文を執筆することに非常な畏れを感じている。それはそうであろう。というのも、私の力では、宮田和明教授の、40年以上に及び（社会福祉）研究者、教育者、大学運営責任者としての事跡をひとつひとつ紐解きながら、その功績を評価していく作業は、一朝一夕に行くものではないからである。私が出来るとすれば、宮田和明教授の研究者としての一端を歴史的に整理して、その軌跡を記していくことであろうと思う。ただ上述したように、私が研究者として本学に赴任した時には、宮田教授はすでに学長という大学の総指揮者としてのお立場にあり、大学を取り巻く内外の社会的諸活動に忙殺されていたので、ご自身の研究はどうしても二の次にならざるを得ない状況であったと思われる。宮田教授がなぜそもそも社会福祉の研究・教育に携わるようになったのか、そうした「そもそもの契機」の背景についてすら私は断片的なことしか知らないのである。

本来であるなら、教授にお時間を作っていただいて後代である私や他の教員がそうした歴史的背景をひとつひとつ伺いながら正確な記録を取ってまとめていく作業が必要になるはずであったが、そうした詳細を語れるのは他でもない、宮田和明教授ただお一人である。宮田教授がお亡くなりになった以上、教授の社会福祉研究者としてのお姿を今日的視点から描こうとすれば、やはり教授が残された研究業績から私なりのスケッチを試みるしかないであろう。本稿は、宮田和明教授による社会福祉研究の軌跡についての私なりの整理である。

## 1 本稿執筆にあたっての課題の限定

本稿を執筆するにあたっては、大きく言って、ふたつの課題設定と限定をかけていることを予め断っておきたい。ひとつは時期的なもの、ふたつは教授が取り組まれた研究課題の限定である。

### 宮田教授の研究史：3つの時期区分

宮田和明教授の研究者としての人生を大まかに振り返ってみた時に、大きく言って3つの時期区分を設定できるだろう。

第1期は、本学に赴任される前に日本経済史研究をされていた宮田教授の研究上の蓄積が、社会福祉研究と接合される軌跡が伺える時期である。これは1960年代に宮田教授が名古屋大学経済学研究科で培って来た、日本経済史の研究課題と方法が日本福祉大学での社会福祉研究者としての研究課題と接合していくまでの時期である。これは、1960年代から1970年代半ばに当たると推察される。

第2期は、経済史研究から社会福祉研究に本格的に取り組まれる過程で設定された社会福祉の政策研究と「政策論」的な社会福祉の理論研究、社会福祉従事者養成に関わる社会福祉教育や社会福祉労働論に対して、宮田教授が意欲的に取り組み始め、当時の社会福祉研究や教育を取り巻く大学内外の事情のなかで、一定の成果を世に問うていく時期である。これは1970年代後半から1990年代半ばにあたりと推察される。宮田教授は、1996年にそれまでの研究を振り返って、

ご自身の単独著書を世に問われている（ただし、この著書では、社会福祉政策研究と社会福祉理論研究の展開についてまとめられており、社会福祉教育についての言及はほとんど見当たらない）。

第3期は、1990年代後半から現在に至るまでの時期である。この時期は、すでに宮田教授は学部長、大学院研究科長、副学長を歴任されて、ご自身の研究ばかりに没頭していただけないお立場にあった。後進の研究指導、日本社会福祉学会や社会事業学校連盟の理事や役員、編著企画や編集業務などが重なっていたために、宮田教授がそれまでに世に問われてきた社会福祉研究の成果を練り直し、更なる体系的な持論を展開されるには、残念ながら時間が少なすぎたと言えよう。大学の役職を歴任し超多忙な宮田教授にとって、1970年代後半から1990年代半ばに至るご自身の研究を更に発展させる時間は、おそらくこのためにほとんどなかったであろうし、学長という激務を終えられた後に、やり残した研究課題にゆっくり取り組まれるはずであったことであろう。

こうした観点から考えてみると、宮田教授による社会福祉研究の歴史を振り返った時に、第3期にあたるここ15年あまりの研究業績を整理し、一定の評価を加えていく作業は少なからず困難が付きまとうことが了解できよう。私は、第1期（1960年代から1970年代半ば）と第2期（1970年代半ばから1990年代半ば）までの宮田教授の社会福祉研究の成果を中心にご紹介することが、「研究者としての宮田和明教授」にとって極めて枢要であり、かつ公平であるように思っている。第3期にあたるご研究の成果（特に今世紀に入ってからのもの）を問うことは、時間的かつ私の能力的な問題もあることから、本稿ではほとんど扱うことができないし、行うことはできない。この時期の宮田教授の研究者および大学役職者として関わった本学の研究・教育プロジェクトについては、加藤幸雄学長を始め、本誌の各寄稿者がそれぞれ触れているので参照されたい（COE研究プロジェクトについては二木立副学長、スモン研究については田中千枝子教授と牧野忠康教授、福祉教育学会については原田正樹准教授、PASS研究については福田静夫名誉教授、本学全体の研究体制や研究上の社会的貢献の構図については平野隆之教授による紹介と回顧が執筆されている）。従って、本稿では、第1期と第2期を中心に、宮田和明教授の社会福祉研究を振り返ってみたいと思う。

### 3つの代表的な研究課題

宮田教授の社会福祉研究は、本誌に掲載されている「主要研究業績一覧」からも伺えるように、非常に多岐に渡っている。それらは、社会福祉の理論研究、政策研究、社会福祉（実習）教育や福祉従事者（労働者）の研究、社会福祉と関連する薬害（スモン）研究や医療・看護・保健領域との連携を視野に入れた終末期ケア研究や1990年以降に実施された老人保健福祉計画などの福祉行政計画研究などである。このために、「社会福祉研究のうち、どの領域を宮田教授の中心的な研究課題として設定できるのか」という問いが出てくるであろう。

本稿では、先の時期区分に従って、特に第2期に宮田和明教授が精力的に取り組んだと思われる、社会福祉理論研究、社会福祉政策研究、社会福祉（実習）教育・従事者（労働者）研究を中心にご紹介していくことにしたいと思う。もちろん、この3つの領域は相互に関連しあっ

であり、それぞれを独立したものとして描くことが適当な場合とそうでない場合がある。宮田教授はこの3点の相互関係を常に念頭に置かれながら、研究をされていたことが伺えるからである。

宮田教授のこの3つの研究を私なりに理解すると、次のようになる。の分析をしながら、それを鳥瞰図的に把握する課題としてのの研究があり、の影響をまともに受けるの課題があり、またの内実は、の具体的な内容を変容させる内在的契機を持っており、またこのことからの深化が図られる、という三者の相互補完的な関係があるように思われる。こうした関係は、本稿で紹介する第2期の宮田教授の研究内容が、真田は教授らの社会福祉理論研究や社会福祉労働研究に触発されたこととも関係している。このことから、本稿では、とを中心に、特に1970年代後半から1990年代前半までの間に宮田教授によって提起された内容に触れることになるだろう。とはいえ、第2期のとを中心に紹介するといっても、このの研究課題は、第1期の宮田教授の研究教育活動なくしてはあり得ないのであるから、最低限の範囲ではあるが、第1期の研究教育活動にも触れることにしたい。

なお、本稿で触れるなかで、宮田教授がああ時はああいった問題意識で取り組まれていたとか、ああ時はこういう考え方が背景にあったのではないかといった、宮田教授を取り巻く社会福祉研究・教育の動向や宮田教授の周囲の環境（宮田教授が影響を受けた研究者や実践者との人間関係など）については、本稿は推測的な表現を使用する場合がある。本来であれば、こうしたことを避けるために、本人に対するオーラル・ヒストリー（聞き取り）の方法が採用されてしかるべきだが、それは何度も言うように本稿では果たし得ない。また宮田教授の研究を文中で紹介する場合は、本誌に掲載された主要業績一覧の番号と対応させて執筆していることを断っておきたい。

## 2 日本経済史研究から社会福祉研究へ

### ：その接点と社会福祉研究への課題形成

#### 赴任までのエピソード

宮田和明教授が、日本福祉大学社会福祉学部へ赴任されたのは1969年（昭和44）4月である。それまでは、教授は名古屋大学大学院経済学研究科の一研究学徒として日本経済史研究に取り組み、大学院博士後期課程修了後は、経済学部助手として研究をされていた。その教授がなぜ日本福祉大学に、経済学の世界から社会福祉の世界へやって来られたのか、私は詳細を知らない。しかし、宮田教授の先輩にあたる高島進教授へのインタビュー作業（社会事業史学会機関誌である『社会事業史研究』掲載のため）をしている折りに、こんな話を伺ったことがある。

高島教授によれば、宮田教授が日本福祉大学へ赴任される直接的な契機は、本学が置かれた当時の学内外を巡る環境の激的な変化と関係していたという。本学は、1953年に中部社会事業短期大学として誕生し、4年後に四年制大学に改組し、名称も日本福祉大学と改称されて今日に至っているが、1960年代後半は、大学が設立され10年以上の月日が流れ、大学の規模が拡大していく渦中でもあった。現実の社会福祉政策への対応、社会福祉従事者養成の課題のみならず、当時

事実上学長職（「学監」と言ったようである）にあった浦辺史教授の陣頭指揮によって、大学に新たに経済学部を設立する動きが進行していた。こうしたことを念頭に置いた大学改革を進めるにあたって、「研究や教育のみならず、大学行政全般や渉外などができるマルチプレイヤーを採用する必要がある」という課題が教授会で検討されたことが——高島進教授に言わせると——宮田教授が日本福祉大学へ赴任された直接的な発端らしい。高島教授は、「見ての通り、宮田君は、大学行政や渉外担当もできる優秀な人だったわけ。そういう人がいないと大学が大きくなればなるほど回らないから、結果的にうってつけの人事だったんじゃないかな」と回想されている。また1967年から68年にかけては、いわゆる大学の「民主化運動」が進む中で、当時の理事会や学生自治会との対応にも忙殺されていた全学教授会は、幅広い視野と折衝能力を持った、将来の大学教育および経営の陣頭指揮を執れる幹部候補生を欲していたというのである。

宮田教授がお亡くなりになった後の2010年6月に美浜キャンパスで実施された追悼集会においても、大沢勝名誉総長がその弔辞を読み上げる中で、当時名古屋大学経済学部助手を務めていた30歳そここの宮田和明教授に三顧の礼を以て、大学へ招聘するために直接会いに行ったエピソードを披瀝されていたが、そのときに宮田教授は、「私にそのような大役が果たせるとは思いませんが、一生懸命努めます」といった趣旨の謙虚な、しかし芯のある発言を大沢教授（当時）になさったそうである。

#### 社会福祉研究を始めるにあたっての問題意識と方法

こうして経済学の研究をされていた宮田教授は、直接的には、社会福祉の研究・教育をするために日本福祉大学に赴任された訳だが、当然ながら社会福祉についての専門的知識や見識を持っていない段階でのご赴任に、当惑されていたことは容易に想像がつくであろう。このご赴任にあたっての心境を本稿ではもちろん書くことができない。しかしながら、名古屋大学経済学部入学以来培われた宮田教授の日本経済史研究に対する問題意識や研究蓄積が比較的若い学問でもある社会福祉とまったく接点を持っていなかった訳では、——これまた当然ながら——なかった。それは、宮田教授が若い頃に研究された論文の内容からも推察することができる。

宮田教授は、1996年に出版された単独著書である『現代日本社会福祉政策論』（-1-）の「はじめに」の中で、ご自身の「研究生活の原点」を次のように語っている。「私は塩澤君夫教授の下で研究生活への第一歩を踏み出した。自由闊達な雰囲気のある塩澤ゼミ〔では、：引用者、以下同じ〕……ゼミナール報告の準備のためのサブゼミはもとより、「村の歴史を知る会」の調査活動から社会科学の古典の自主的な購読会にいたるまで、厳しくもまた懇切なご指導を頂いたことが私の研究生活の原点になっている」（vi頁）。こうした発言から伺えるように、宮田教授の経済史研究は、塩澤ゼミで培われたものである。本学に赴任する以前の宮田教授は、国家独占資本主義期の日本資本主義の発達段階への理解や、実証的な方法による地域社会構造分析を中心に研究生活をスタートさせていたのであった（-3-、-4-、-5-）。

塩澤教授のもとで、一宮市など地域自治体の「市史」の編纂などにも多数携わられていた教授

は、高度経済成長によって都市化や重化学工業化が進み、日本が本格的な経済成長・所得倍増へ一直線にひた走る中で、高度成長の陰に隠れて不可視化されやすい地方の地域社会の変貌を、人口動態変化や産業構造転換の視点から丹念に調査をして回り、そこから得られたデータを分析しながら、総体としての「日本資本主義とはいかなるものであったのか」を明らかにしていく地道な研究に従事されていたのであった。

こうした教授による、高度経済成長が地域自治体とそのもとで生活を営む人々の「いのちと暮らし」にどのような深刻な影響を与えたのか、こうしたなかにあって、なお地域社会に留まって生活を再建していこうとする人々の生き様や課題を捉えようとする研究は、後の教授による社会福祉研究に活かされていくのである。例えば、本学に赴任して初めて研究紀要に執筆された論文「農業危機の深化と過疎問題 丹後機業地域における実態調査を中心に」( -3- ) やこの調査活動を基盤とした『月刊福祉』への論文「工場誘致と農村婦人の生活 過疎化の歯止めにはなかったのか」( -3- ) は、地方の農村変貌(高度成長による地域産業構造転換への影響やその結果として生じた人口流出による過疎化現象)への分析であり、しかもゼミナール学生(当時はもちろん経済学部は設立されていないため、社会福祉学部の学生たちである)と共に実施した社会調査によってまとめられた地域社会構造分析である。この調査研究がどれくらいの時間を有して取り組まれたのかは伺い知れないが、ゼミナール活動の一環として実施されただけあって、おそらく一年以上の周到な準備と訪問を基盤として成し遂げられたのであろう。ここでは、経済的統計分析を基盤としながらも、生活者への丁寧な聞き取りも行われており、社会福祉研究の基盤を成す「生活問題」への視点が意識されているようにも見える。こうした手堅い社会科学的な実証分析は、後の「地域構造研究会」(都丸泰介教授をリーダーとする科研費プロジェクト(『東海地域の社会経済構造に関する総合的研究』)の「生活・福祉班」に属し、社会福祉方法論(グループワーク論)を専門とする窪田暁子教授の下で「生活史的視点」を方法論的中軸とした「豊田市老人事例調査」( -5- )を実施していくメンバーの一人としてご活躍する教授の社会福祉研究活動への基盤になっていたことは言うまでもないであろう。

高度成長期に経済史研究を始められた教授は、そこで培われた視点と方法を社会福祉研究へ応用していったといえよう。例えば、教授の社会福祉政策分析の視点には、経済成長の産物としての所得増大による国民生活の経済的効用の向上だけでなく、そうした成長によって逆に可視化される福祉的需要の拡大(生活問題発生による社会福祉サービスの拡大)との対照的な関係を常に念頭に置きながら社会福祉政策の内実を統計的手法で実証的に明らかにしつつ、それと共に国家の社会福祉に対する論理矛盾(「日本型社会福祉論」「高齢社会危機論」などへのイデオロギー分析)を批判的に進める手法(『経済白書』、『国民生活白書』、『厚生白書』の比較分析など)を採用していることが理解できよう( -4- , , , , , など)。

社会福祉理論研究および教育研究へ：学生/卒業生たちから謙虚に学ぶ姿勢

ところで、社会福祉学以外の専攻者が社会福祉研究を始める(接近する)場合には、どのよう

な人であっても、「社会福祉とは何か」という理論的な問い、すなわち、社会福祉研究史の中でそれがどのように検討されてきたのか、いわば学説史を紐解くのではないだろうか。宮田教授も自著で「名古屋大学経済学部塩澤君夫教授のもとで日本経済史を学んでいた私にとって、社会福祉の研究・教育はまったく新しい領域での仕事であった。いわば白紙の状態から出発して今日まで歩み続け [てきた]」( -1- , v頁)と述懐されているように、新しい研究対象とはどのようなものなのかを学ぶには、もちろん現実的な社会福祉の日常を捉える努力もさることながら、歴史的かつ理論的に、「社会福祉なるもの」が今日に至るまでどのような紆余曲折を経て理解されてきたのかを学ぶことであろう。それは(社会福祉研究の)初学者であった宮田教授にあっても例外ではなかったであろう。当然、宮田教授は、戦前から赴任当時に至る社会福祉の歴史的、理論的、学説的な検討を丁寧に行われてきたであろう。ここから、宮田教授は、「政策論的」な系譜としての社会福祉理論研究を自身の研究課題として設定されていくのである。なお、社会福祉理論の「政策論」的な系譜とは、後に宮田教授が批判的研究「社会事業の「政策論」的規定について 孝橋理論の批判的検討を中心に」( -3- )の対象とする、孝橋正一教授(当時の日本社会福祉学界で岡村重夫教授と並んで二大巨頭と目されていた)が自らの社会事業理論を「政策論的体系」と称して展開してきたためそう呼称されたことに由来する(もちろん、孝橋教授も大河内一男教授の社会政策論から影響を受けて自身の社会事業理論を展開している関係から、「政策論的系譜」に属すると言われたのである)。

おそらく、宮田教授が「政策論的な系譜」としての社会福祉理論研究をご自身の研究課題に設定されていった理由の背景には、当時の経済史研究の背景にあった日本のマルクス主義的な社会科学の知的パラダイム(初期の論文や学会発表に「国家独占資本主義」や「疎外」などが書かれていることから明白であろう)の中でご自身が研究者としての生活を踏み出されたことが一番大きかったのではないだろうか。ここからそれとの関係で経済学全般、社会科学全般に影響力のあった大河内一男教授の存在は当然知っていたであろう。実際に農村調査研究での労働力変動などの分析から、労働者の労働問題への視点も課題に入っていたので、労働政策としての社会政策研究の推移なども宮田教授の視野には当然含まれていたであろうことが推察できるからである。

さらにこの間に、宮田教授は、日本福祉大学の卒業生として社会福祉の現場で実践を重ね、そこから大学の研究者に就任していった、社会福祉研究者としての諸先輩たち(ただし年齢的には同年代)に出会う機会を持っている。永岡正己教授の記憶によれば、敬愛してやまなかった真田是教授(立命館大学教授)が中心となって実施されていた社会福祉の研究会に宮田教授が参加し始めるのは、1975年前後であったとのことである(本誌にある永岡論文を参照)。ここでは、加藤園子氏(1961年卒業、後の立命館大学教授)、小笠原祐次氏(1961年卒業、後の日本女子大学教授)、河合幸尾氏(1960年卒業、後の立命館大学教授)、遠藤滋氏(1961年卒業、後の立命館大学教授)などが社会福祉労働や技術の研究を活発に実施していた(この研究の蓄積は後に宮田教授の論文( -3- や -4- )に結実する)。

このように、学説史と実態分析から社会福祉の理論的課題を探る研究会に参加していく中で、

宮田教授の社会福祉理論や社会福祉の方法・技術に対する視点が涵養されていき、それが教授の日々の社会福祉教育（観）にも反映されていったのであろう。

さらに、こうした研究教育活動を点検される意味も兼ねてであろうが、社会福祉の各現場に巣立っていった教授の直接の教え子（卒業生）たちから、いま、現実に行き起している社会福祉実践上の課題を逆に教えられる立場に積極的に関わってこられたことも教授の研究教育の原点でもあると言えるだろう。これは、赴任以降、日本福祉大学社会福祉学会（通称学内学会）の運営に教授が長年関わっていたことから理解できる。宮田教授が先の単独著書のなかで、「日本福祉大学には、中部社会事業短期大学時代から卒業生を中心とする研究会組織があり、私が赴任した頃に日本福祉大学社会福祉学会と名称を改めて、年一回の研究大会の開催と機関誌『福祉研究』の刊行を中心に活動を続けている。社会福祉のいわゆる現場を踏んだことのない私にとって、現場からの熱い息吹を伝えてくれる卒業生諸君との交流は何よりも貴重な学びの場であり、抛りどころであった。卒業生諸君のこうした有形・無形の支えなしには、日本福祉大学での私の仕事は成り立たなかった」（-1-，vi頁）と述懐されているように、日本福祉大学の教員になったならば、必ず学内学会の運営や大会での報告を引き受けなければならないという暗黙の了解（というよりも「命令」）があって（高島進名誉教授や笛木俊一教授のコメントによれば）、宮田教授も「その第一回の大会で報告させていただいて以来、色々な形でこの学内学会からたくさんのことを学び、また、お話をする機会も与えていただきました」（-3-④，1頁）と言われている。事実、宮田教授は学長就任以降も毎年のように学内学会にご参加され、『福祉研究』に実践記録を投稿する卒業生の日頃の努力と研鑽に賛辞を送り続けられた。教授は、その時々々の社会福祉の研究課題をまとめられる度に、『福祉研究』にも積極的に投稿されてきたのである（-3-，，，④）。

### 3 社会福祉研究者としての問題提起

：社会福祉理論研究と社会福祉教育研究を中心に

#### 1) 社会福祉理論研究における提起（その1）孝橋理論批判

宮田教授が本格的に社会福祉理論研究の一課題を世に問われたのは、1977年に発表された論文「社会事業の「政策論」的規定について 孝橋理論の批判的検討を中心に」（-3-）においてであった。ここで教授は、社会事業（福祉）理論の「政策論的体系」として構築され、社会福祉学界で大きな影響力を持っていた、孝橋正一教授の社会事業理論の分析を行い、その功罪を明らかにしたのである（以下、上記の論文の引用は、教授の単独著書から行う）。

宮田教授は、この論文で、「社会科学的立場」に立つ孝橋教授の社会事業理論が、「没歴史的、没社会的な [これまでに提起された様々な社会福祉理論の] 諸規定を批判克服する上で積極的な役割を果たしてきたことについては、それにふさわしい評価を与えられるべきである」としつつも、1970年代後半の現時点で「急速な展開を示している今日の社会福祉の意義と役割を明らかにする上で、「孝橋理論」がどこまで有効であるかは、それとは別に検討されねばならない問題

である」( -1- , 167-168 頁)と述べ、その内在的な分析を行いつつ、高度成長期において、実際に急速な展開を見せた現実の社会福祉が提起した内容との関係から、孝橋理論の有効性を検証したのであった。

孝橋理論の前提：大河内一男と風早八十二の社会事業の把握について

宮田教授は、まず孝橋理論の前提となる大河内一男教授と風早八十二教授の社会政策論と社会事業論の関係をそれぞれ分析して、次のように要約する。大河内教授が社会政策を資本制経済社会における生産要素としての労働力を再生産するための生産政策として規定し、その前提に立って、社会事業の対象は労働力になり得ない「経済秩序外的存在」であることから、社会事業は、社会政策を代替・補充する、とする。ここから大河内教授は、社会事業は社会政策に従属する関係になることを主張した。他方、風早教授は、資本制経済社会の再生産には「相対的過剰人口」の存在が不可欠であるとし、資本が再生産を果たす以上、相対的過剰人口に対する社会的な救済的措置をするという意味で社会政策も社会事業も「合目的施設」であり、それぞれが対象とするものは異なるが、合目的的存在という意味では同一の地平に立っている、とする。社会政策の対象者が「直接的生産者及び……生産担当を待機せる失業人口」であるのに対して、社会事業の対象は、「将来的潜在的労働力、もしくは労働能力欠如者」である( -1- , 168-173 頁)。

両者の異同は結局のところ、宮田教授によれば、「両者はほぼ共通して対象の相違によって社会政策と社会事業を区別しているが、大河内が「生産要素」の「保全」に直接役立つか否かをもって社会政策と社会事業を峻別したのに対して、風早は総体としての相対的過剰人口の「保全」を資本蓄積の条件と考えて社会政策と社会事業に同一の基盤を認めている」が「いずれにせよ……共通するのは「生産的任務」への協力の中に社会事業の合法則性・合目的性をみようとする視角である」(同 173 頁、傍点原文)。

孝橋理論の検討 : 社会事業の「補充性」について

次に宮田教授は、こうした系譜の上に立った孝橋社会事業論への検討を進めていく。孝橋教授が社会事業(社会福祉)を社会政策に対する「合目的」かつ「補充・代替」する見地にたって規定していることから、この二つの視点と認識のあり方を批判的に検討していったのである。

孝橋教授は、社会事業が社会政策を代替・補充するという根拠を、社会政策と社会事業がそれぞれ対応する問題の性質の違いに求める。前者が対応するものを「社会問題」(=労働問題)とし、後者の対応するものを「社会的問題」(労働問題から派生する問題)と規定する。前者(労働問題)から直接的に派生する問題を「窮乏」とし、さらにそこから関係的に派生する後者を「社会的変態現象」ないし「社会的病理現象」とし、これに社会事業が対応するという理解である(同、173-178 頁)。言い換えれば、社会政策に対する資本の支出は、「平均利潤率の限界」の壁をもって終了し、それを以て資本は社会政策のための支出を行わない。このことから、[労働者の被扶養者を含めた家族/階級全体の]労働力の順当な再生産は保証されないから、社会事業

がそれを補充するのである (同, 178-179 頁).

#### 孝橋理論の検討 : 社会事業の「合目的性」について

さて、孝橋教授のいう「合目的性」の規定についてはどうか。まず孝橋教授が大河内理論のテーゼである「個別資本による無制限的搾取 賃労働の順当な再生産の阻害 総資本による政策的干渉」を継承した上で、社会事業とは「資本主義制度の恒久持続性の前提と目的をもって、その構造的合目的性の要請を実現しようとする社会的保護の一形態である」と規定しており、また別のところで孝橋教授は、社会事業が社会的問題への対応を持つ意味を「資本主義制度の順当な発展と恒久的持続性にとって、賃金制度のもつ固有の基本的な欠陥にもかかわらずそこに存在する資本の社会政策回避への欲求と事実があるかぎり、一つの社会的安全弁としての役割を果たすという意味での構造的合目的性を持ち合わせている」と主張している。ここで孝橋教授は、イギリスの歴史を分析しつつ、社会事業の歴史的経過のなかで、国家が労働者階級の貧困化に対応するために社会事業が導入されたとしつつも、そこにおける社会事業の本質は、あくまで社会事業の課題が、社会における关系的・派生的な課題に対応するところの、性格的特質を維持していることを前提として把握され、「国家目的にとっても構造的に合目的な社会的配慮としての国家的承認を獲得した」ことを意味しているとする。

結局のところ、孝橋教授にとっての社会事業という社会的現象に対する社会科学的規定(客観的な分析)とは、宮田教授に言わせれば、「あくまでも資本の側からみた政策としての合目的性[あるいは資本の「必要性」]としてのみ一面的に規定」されているのである(同, 182-186 頁, 傍点原文)。

こうした孝橋社会事業理論に内在する問題は、宮田教授によれば、例えば、資本の労働に対する利潤率の高さを決定するのは、搾取率の高さであり、その水準は現実の労使関係の「広い意味での力関係によって決定されざるをえない」(同, 178 頁) こと、つまりその意味で現実の社会事業の水準を決定する「政治的な」問題 (= 階級闘争) の存在が、社会事業が存続する上で孝橋理論のなかでは、二次的な課題にしかならないことが疑問視されるのであった。

この点について、宮田教授は次のように評価している。「社会事業の成立の必然性を資本主義制度の維持・存続のためという側面からのみとらえる「合目的性」の規定と社会政策への「補充性」の規定とを社会事業の動かしがたい「本質」ととらえる孝橋の「政策論的体系」は、その規定自体の論理的矛盾をいまはさておくとしても、「完結した論理構造」をもつものとして精密化されればされるほど論理の柔軟性を失い、現実の社会福祉の動向から離れていくという結果に陥った」( -1- , 157 頁) のである。

要するに、現代的な言い方をすれば、孝橋理論は、ルイ・アルチュセール流の「構造的マルクス主義」に立脚した視点と方法で社会事業の本質を追究し、「下部構造」を最終審級とする経済還元主義的な説明モデルを導くことに意義を見いだしていたといえよう。しかしながらそれ故に、こうした発想による社会事業の合目的性の一面的理解に陥っていたのであろう。したがって、孝

橋教授の理論的前提と現実の社会事業（社会福祉）との間に生起するズレ（乖離）はその理論研究の主要な課題にはなり得ておらず、このことが宮田教授の違和感と疑問として提起されたのである。

## 2) 社会福祉理論研究における提起（その2）「新政策論」の展開と評価

これ以降宮田教授は、先の真田是教授らとの研究会で培って来た理論的関心から、「政策論」を批判的に継承しようとする研究者の提起してきた理論的アプローチを社会福祉理論研究における「新政策論」と命名し、その有効性を検討しながら10年あまりに渡って、いわゆる「孝橋社会事業理論」とそれに賛同している研究者たちとの間に、「政策論」と「新政策論」的認識枠組みを巡って論争を展開していくことになる（-3-、 、 、 および -4-）。

「新政策論」が提起された理由の背景としては、高度経済成長にともなう国民生活の急激な構造的変化と、伝統的な生産と再生産の仕組みの破壊によってこれに対応する主体的条件が弱められ、社会福祉の役割が増大したこと、また、そうした生活問題を支える手段として社会福祉が欠くことができない位置を占めるようになると、国民大衆からその改善を迫る社会福祉運動が各地で提起され、そうした運動による革新自治体の成立と独自の福祉政策の実現のみならず、国の社会福祉政策の改善が一定の規模で成立したからである。こうした現実の推移を背景として、社会福祉の理論的把握をするにあたっての新たな視点と方法と課題が付け加えられたのである。

1979年に真田是教授の編集によって発行された『戦後日本社会福祉論争』は、岡村重夫教授、孝橋正一教授らを中心とする、当時の社会福祉学における理論研究の視点と方法の水準を歴史的に整理し、新たな知的パラダイムを模索する若手・中堅研究者による労作である（ここでは、宮田教授をはじめとして、日本福祉大学の卒業生から研究者に転身された加藤園子氏、河合幸尾氏、そして日本福祉大学に赴任したての若き永岡正己教授も執筆されている）。ここでは、宮田教授が執筆された論文「新政策論 論争」（-4-）のなかで、どのように「新政策論」を評価しているのかを簡単に紹介しておきたい（ただし、引用は、教授の単独著書に収められた同論文の該当箇所から行う）。

宮田教授は、1960年代から1970年代を振り返る中で、いわゆる高度経済成長のゆがみが社会福祉研究に対する新しい課題を突きつけてきたことを整理し、1950年代に構想された孝橋社会事業論に対する批判的継承を目論んだ、新たな理論潮流の出現と貢献を分析された。それらが、宮田教授のいう「新政策論」（あるいは「運動論」）である。「新政策論」は、それまでの「政策論」と「技術論」の対立という図式で捉えられがちであった戦後社会福祉研究の流れを転換させる可能性を秘めたものとして、「これらの論者たちは、技術主義への批判 [本稿の次節参照] を共通の基盤としてもつと同時に、いわゆる現場実践の科学的体系化にも深い関心を示し、ともすれば社会福祉の歴史的・社会的位置づけを一般的に明らかにするところにとどまりがちであった従来の「政策論」的研究 [孝橋理論] を批判的に継承・発展させて、いわば「政策」と「技術」の両面を視野に収めた社会福祉の全体像を明らかにすることに努めてきた」（-1-、195頁）

ものであった。宮田教授は、ここで「新政策論」の立場にたつ論者を一番ヶ瀬康子教授、真田是教授、高島進教授の3名とし、それぞれの論者の特徴を整理し、なおかつさらに検討されなければならない理論的課題を検討している。

新政策論の系譜 : 一番ヶ瀬康子の「運動論的視点」

一番ヶ瀬康子教授の社会福祉理論に対しては、「社会福祉の本質を「政策」であると規定する場合の「政策論」は、孝橋理論にみられた「資本主義制度の恒久持続性」を前提とし、目的とした「政策論」的方法とは異質なもの」であり、孝橋教授が社会事業の「合目的性」を検証するために自らの「政策論」を提起したのに対し、彼女は社会福祉学が「政策学」であるという認識にたつて、その「実践的視点を前提とした政策批判・形成の学」であることを強調しているところに注目している(同、198頁、傍点は原文)。

一番ヶ瀬教授のいう「運動論的視点」とは社会福祉の「実践的視点」の言い換えであり、それは「社会福祉の本来の目的にたちかえって、社会福祉の日常実践に寄与することを目的意識的に追求する視点である」(同)。彼女の理論的視点は、日常の社会福祉実践を通して広く現代社会やそのもとで生活する人間のあり方に対し問いかけることが「社会福祉学の「学」としての本質」(同、199頁)であると認識しているのである。これは研究者の主体性(姿勢)の問題だけでなく、現実の「社会福祉の特質そのものが「運動論」を軸にすえた研究のあり方を客観的に要請しているから」(同)であった。その客観的条件とは、一番ヶ瀬教授によれば、対象のいちじらしい拡大・変貌、「国家」による制度化および活動の拡張、専門職能化であるが、この3つの客観的条件やそのあり方を「規定するもっとも主要な要因は「需用者の運動」であること、この「運動」を媒介として、現代社会福祉の諸特質が生み出されていること」(同)から、運動論としての社会福祉を展開する必要性があるのである。

ここから、一番ヶ瀬教授は、「社会福祉学」の独自性を主張するのである。もとより彼女は諸科学の成果を批判的に摂取することを否定はしていないが、社会福祉それ自体に内在する法則性を社会との関係で明らかにし、それを運動論的視点によって再構成していくのが、社会福祉学の課題であるとする。孝橋理論が、社会科学、特に経済学によって明らかにされた諸法則を所与として社会福祉現象に適用しているのに対し、その成果を認めつつも、それを乗り越えていこうとする姿勢が運動論にはあったというのが宮田教授の評価であろう(同、200頁)。

新政策論の系譜 : 高島進の「三段階発展論」

次に宮田教授による高島進教授の社会福祉理論の評価に移ろう。高島教授は、社会福祉がいかなる歴史的条件や契機で形成されてきたのか、その社会的機能はどのようなものかを明らかにする歴史的研究こそが「社会福祉を社会科学的に研究しようとする場合に第一に必要とされること」(同、200頁)という問題意識から出発し、独自の社会福祉理論の構築を模索してきた。高島教授はその過程で社会福祉の歴史的発展過程を三段階に区分し、その段階的発展の必然性・法則性

を主張しながら、現代の社会福祉をその第三段階にあるとする社会福祉のいわゆる「三段階論」を提起する。第一段階は「貧民法」と慈善事業の段階、第二段階は社会事業の救済の段階、第三段階は「福祉国家」的生活問題対策の段階（＝狭義の社会福祉）であるとされる（同、201頁）。

高島教授がいう第一段階は、本源的蓄積期から産業資本主義期までの「社会的対応」であり、救済というよりも貧民の管理的色彩が強く、貧困の個人的責任論を基調としたものであった。したがって、その対応は最低限の貧民法と慈善事業団体による施与が主要な役割を果たした。しかし、労働者階級の成長が著しく増大していく19世紀後半には次の社会事業を生み出す社会運動が生じ始める。これが高島教授のいう第二段階を開花させる。第二段階は、20世紀の初頭から第二次大戦までの時期にあたり、いわゆる個人的貧困観から社会的貧困観への転換を契機として社会改良政策が導入されていく過程であるが、その社会事業概念には未成熟な点があり、両大戦間期に起きる生活様式の変化と「新しい貧困」への対応がさらに次なる段階への移行を促したとする。第三段階は、第二次大戦期から現在までの時期とされ、戦中戦後の福祉改革によって、普遍主義的サービスの展開、国民の生活様式としての社会福祉の定着、救助の精神の変化が特質として析出できると評価される。この背景には、国家独占資本主義を継続させる資本に対する、人民の抵抗運動への譲歩の色彩が強いものである（同、202-203頁）。

このような高島教授の社会福祉理論は、宮田教授に言わせれば、「生活問題を舞台とする階級闘争の力関係の表現」として把握され、社会福祉の本質規定のためには、「階級闘争の視点」にたつことが不可欠の前提であることを主張しているのである」（同、203頁）。

#### 新政策論の系譜：真田是の「社会福祉の二面性と福祉労働」

真田是教授が提起した「社会福祉の二面性と福祉労働の視点」への評価は宮田教授によってどのように認識されているであろうか。

「社会福祉の二面性」とは、社会福祉が持っている「社会的機能と福祉的機能」（古川孝順『社会福祉の拡大と限定：社会福祉学は双頭の要請にどう応えるか』中央法規出版、2009年）のことである。社会福祉が一方では社会的機能として社会問題の緩和と資本主義社会を維持・存続を図るための社会的支出であったとしても、他方では、国民の生活問題を具体的に解決するひとつの有効な手段として機能しているという分析である（俗に言われる、社会福祉の「ケアとコントロール」を巡る弁証法）。真田教授は、この両者の関係を統一的に把握する媒介項として「福祉労働の視点」を提起したのである。その特質は、真田教授によれば、3つある。それらは、政策評価をする場合には、政策理念とその現実化過程にみられる特殊性を解明する必要性があり、その双方を表現しているのが福祉労働であること、現実の社会福祉は、支配階級の利害だけが一方的に貫徹しているのではなく、その内実を決定する主要なモメントは、「社会問題」「政策」「運動」であり【いわゆる「三元構造」】、この三者の力動関係が福祉労働を通して集中的に表現されていること、ここから社会福祉の変革の可能性が啓かれていく、という理解である（同、205-208頁）。

宮田教授は、上記三教授に共通した社会福祉研究における理論的貢献と課題を要約して、「「運動論」的立場からの孝橋理論批判は、いわば社会事業を「体制的社会的装置」として一面においてとらえることを「政策概念の欠陥」として指摘し、「社会福祉の二面性」を主張してきたのであるから、両者の対立点はむしろきわめて鮮明であって、残された問題はむしろ「社会福祉の二面性」をどのようにしてとらえるかにある」（同、210頁）としている。宮田教授は、この3者のアプローチを積極的に評価し、自己の研究の発展を展望していくのであった。

### 3) 社会福祉教育における厚生省批判と大学自治の擁護

ところで、宮田教授が孝橋理論批判を提起されていた1970年代末頃、現実の社会福祉政策はどのような展開をしていたのであろうか。そしてそうした政策背景のもとで、どのような社会福祉教育を宮田教授は志向されていたのであろうか。このことを問うことは、当時の日本福祉大学が現実の社会福祉政策とそのもとで実践をしていく社会福祉従事者（社会福祉労働者）に対する「社会福祉教育」をどのように理解していたのか、またどのように教育を実施していくべきなのかを理解していたのかにつながるであろう。

開学からすでに四半世紀を経過していた日本福祉大学では、もちろん全学を挙げての社会福祉教育のあり方が模索されていたが、社会福祉政策の進展によって社会福祉従事者養成は、以前にも増して政府や国にとっても重要な政策課題になっていった。こうした中で宮田教授は、本学で培われたいわゆる専門職教育やこれを包含する社会福祉教育のあり方、つまり当時の本学の社会福祉教育に対する教授会見解を代表して問題提起をされたことがあり、大学の歴史において、非常に大きな貢献を果たしたのである（-3-、および-4-）。

すでに助教授に昇格されていた宮田教授は、1979年から日本福祉大学社会科学研究所長に弱冠41歳（!）で就任され、翌1980年からは1年間大学院研究科長も兼務され、日本福祉大学の研究教育を牽引する「若き指揮官」として新たな一步を踏み出されるのである。

#### 厚生省「社会福祉教育問題検討委員会」への対応をめぐる

戦後にGHQの占領政策の一環として実施された日本の社会福祉教育にあって、その専門性を確立していくことやそれを裏付ける専門職資格を社会的に承認していくことは、日本ソーシャルワーカー協会ら専門職団体のみならず、社会福祉に関わる専門職養成を進めていた日本福祉大学を含む各高等教育機関にとっては、悲願であった。社会福祉の現場で日々奮闘する職業人たちの要請もあり、またそれに呼応するように専門職団体もソーシャルワーカーの資格化を強く望んでいたが、なかなか進捗しなかった。

その後、1971年に厚生省から提起されたいわゆる「社会福祉士法制定試案」問題が社会福祉の現場と教育機関を揺さぶった。この試案は結局1976年に見送られることになった。しかし今度は、1975年に厚生省社会局長の諮問機関である「社会福祉教育問題検討委員会」（以下、検討委員会）の「社会福祉の教育のあり方について」（1975年7月及び1976年7月）と題された答

申内容が発表された。この答申の内容は、直接的には、日本社会事業大学の再建整備問題に絡んで提出されたものであったものの、その課題の内容は同大学の再建整備問題を遙かに超えた内容を有しており、さらに翌 1976 年に中央社会福祉審議会がこの答申の中身を推進すべきと厚生大臣に意見具申をするに及んで、社会福祉教育を実施する多くの大学ではこの答申に対する態度表明をする社会的必要性に迫られたのである。

では、その検討委員会による「社会福祉教育のあり方」を巡る答申内容とはどのようなものであったのであろうか。

答申の内容は、日本の社会福祉系大学における社会福祉教育が「社会福祉施設の量的拡大や機能分化」のなかで求められる「新しい資質をもった職員の養成」の期待に十分応えていないという前提認識にたつて、それに見合った教育をする必要性から、「大学における養成課程の大幅な模様替え」と「実習施設」の確保を必要としていること、また、社会福祉の実務的能力を有する職員養成のために必要なカリキュラム編成の導入を求めている。特に、社会福祉の専門教育を一年生から導入すること、専門教育の中身を、社会福祉に関する高度な知識と技術、処遇実務能力、施設経営管理能力に分けて教育すること、実習施設を確保して、大幅な実習時間を導入することを社会福祉系大学（短大含む）に迫ったのである。特に実習教育については、答申は「この場合の一応の基準としては、専門教育の総授業数の概ね三分の一程度をこれにさくくらいの積極さが考えられてよい」（-4-、317 頁）と提案していたのであった。

こうした答申のいう、いわば「技能主義的専門教育」を批判して、大学における総合的な目的と科学的方法による社会福祉教育を追求していた日本福祉大学全学教授会は、答申に対する「見解」を 1977 年に発表した。そこでは、答申のいう「実習」の必要性は認めつつも、答申がこれまで福祉系大学の不断努力によって切り拓いてきた教育の系統性や継続性を軽視あるいは無視していること、また答申のいう施設職員の職務分担の考え方が施設長によるトップダウン的経営手法の導入に結びつく点を危惧し、管理体制強化につながることを強く批判し、「社会福祉教育に今日求められているものは、国民の要求を正しくとらえ、これにこたえうる科学的な資質及び能力を養成すること」であり、それは「現場で働く人々の研究者の努力によって創り出されるもの」であるから、「その教育は個別の技能修得に偏した教育ではなく、基礎科学を重視し、教育、医療等関連諸科学の成果を総合的にふまえた科学的な専門教育でなければならない」と表明したのである（笹木俊一「社会福祉教育シンポジウムをふりかえって」『日本福祉大学研究所年報』16 号、1980 年、3 頁）。

#### 日本福祉大学における社会福祉教育のあり方の提起

当時の日本福祉大学では、俗に言われるところの「3 限カリキュラム」が成立し教育がなされていた。この「3 限カリ」とは、社会福祉の現実を学ぶためには、大学の外に出なければ詳細に捉えられるものではない、という全学教授会の問題意識があったことから端を発している。その問題意識とは次のようなものである。

1960年代から1970年代にかけての日本は、確かに一方では物質的な意味で「豊かになっていく」途上にあったのだが、他方で、例えば、貧困地域の堆積と子育て困難、障害者への差別や自立の課題、孤独になりがちな高齢者への支援など、地域社会にはごまんと社会問題が同時に可視化されてもいたので、大学を一步出れば、自ずと社会福祉実践の前提である生活問題が地域社会に山積していることが理解できたのである。そこへ実際に学生が出向いて行って自分の目と足で生活問題の現実を見据えながら、「社会福祉の明日」を作り出していく必要性が重視されていたのである（この自分の足で歩きまわって社会福祉の課題を理解していくという姿勢は「実習」そのもの/それ以上のものである）。

すでに全学をあげて伊勢湾台風の被害者救援に関わり、そこから新しい社会福祉実践の拠点を卒業生たちが当事者たちと共に創りだしてきた（例えば、いりなか保育所、キリスト教社会館やゆたか福祉会の設立に象徴されるように）日本福祉大学では、それ故に、4時限目以降には講義科目を一切入れない、学生の自主性を徹底的に重視した教育カリキュラムを誇っていたのである。こうした蓄積の背景があった上での全学教授会の見解表明であった。

こうした全学教授会の見解表明に沿って、答申内容に対する更なる批判的検討を行った宮田教授は、1979年に『科学とヒューマニズム』に答申批判論文「社会福祉教育の現状と課題」（-3-）を発表した。そこでは総括的に「真の「専門的職業人」は、自主的・民主的に組織された労働の中でこそ自覚的に養成されてくるものであり、大学における専門的教育の役割はそのための基礎づくりにある」のだから、大学での社会福祉教育は、狭い意味での職業教育に矮小化されるべきではなく、大学教育としての高度な普遍性をそなえたものとしてすすめられねばならない」と締めくくったのであった（笛木、前掲報告文、6頁）。これに対して、当時日本社会事業大学に赴任していた若き京極高宣氏が宮田論文に反論し、さらに宮田教授がこれに反批判をするという「論争」が起きた（-3-）。

宮田教授の見解をいま一度教授自身の言葉で表現すれば、「第一に、社会福祉系大学・短大における専門教育の大きな目的の一つはすぐれた社会福祉従事者の養成にあるが、それがすべてではないこと、第二に、専門職養成の課題に限ってみても、それは大学・短大教育の枠内において完結するものではないこと、いいかえれば、大学・短大教育は、従事者養成の基礎課程であって、真の意味での実務能力は職場における自主的・集団的な研修を通じて育まれるものであること、第三に、実務主義的・技術主義的「職業教育」を乗り越えるためには、あるべき社会福祉従事者像を積極的に明らかにすることが必要であり、その意味での社会福祉教育の統一的な理念を明らかにすることが求められている」というものである（-4-、317-318頁、下線部は引用者）。

第一の点については、端的に大学での専門教育の目的は、特定の専門職業人の養成に限定されないことから「社会福祉教育の専門性の根拠は、……単なる「職業教育」とは次元の異なるところで追求されるべき」（同、318頁）であるとする。

第二の論点に関しては、宮田教授が真田是教授らの提起された社会福祉労働論からの影響を受けていることから、専門職の雇用保障や社会的基盤整備と合わせて社会福祉教育のあり方を検討

しなければならぬという持論を示唆されていることが伺えよう。社会福祉労働論の視点から、加藤園子氏は、先の社会福祉士法制定試案や答申内容を「社会福祉の労働対象を権利主体として、その「生活と権利」を守り質の高い処遇を提供するために、福祉労働者の資質向上、専門性を高めその資格制度を確立することは重要な課題であることは指摘するまでもないことであるが、問題は、先の提案が社会福祉の社会的性格と、したがって福祉労働者が必然的に担わされるその階級的な性格を明確にしないままに、専門的技術の洗練やその一面的強調のもとで、福祉労働を「専門職化」の名によって近代的装いをもたせ、再び福祉労働に奉仕性、無権利性を作り出し準備するものにつながる可能性」がありはしないかという疑念を指摘している（加藤園子「福祉労働と技術」真田是編『現代日本の社会福祉』法律文化社、1982年、279-280頁）。

宮田教授はこうした社会福祉労働の視点を共有しつつ、厚生省や全国社会福祉協議会など公的機関が実施している各種の研修のみならず、広く各社会福祉の現場領域で実施されている「公開講座」や「セミナー」があることを指摘され、こうした社会福祉現場との丁寧な関係作りの中にも、真の社会福祉教育の目指す方向性があることを力説されたのであった。すでに宮田教授は日本福祉大学社会福祉学会（学内学会）と赴任直後から交流を持たれてきたが、学内学会と大学が共催していた「社会福祉公開夏季大学」の存在を、こうした主張を裏付けるものとして高く評価されている（-4-、326-330頁）。

また、長年日本福祉大学の卒業生が創り上げてきた障害者福祉分野での実践（ゆたか福祉会）から大きな触発を受け、このなかで福祉実践とそれを支える福祉労働の重要性も別途検証され、論文として発表されている（-3-）ことから、福祉現場の実践者との批判的相互交流の積み重ねが、教授の主張される第三の点に帰結されていくのであろう。「社会福祉に関する科学的研究は、社会・自然・人文の各分野にわたる基礎諸科学の成果を摂取し、適用することによって進められる」ものであり、また「社会福祉専門教育は、……研究と実践との密接な交流の中で、形成途上にある社会福祉学の成果を吸収しつつ進められなければならない。社会福祉従事者の養成を目的とする専門教育が単なる「職能教育」としてではなく、社会福祉の専門的研究と結びついた大学教育の一環として進められなければならない」（-4-、312-313頁）のである。

その後、1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が実際に成立していく過程では、加藤学長のエッセイが示されているように、社会福祉学部教授会ではこの法案を受容するかを巡って「激論」を闘わせたという（本稿の第5節参照）。教授会は結果的に社会福祉士資格を受け入れたが、これは一面では、社会福祉専門職が承認されることによって、より包括的な社会福祉専門職を養成していく社会的要請が実社会で認知されたことも意味している。社会福祉士制度には様々な意見はあるが、成立して4半世紀が経ち、市民権も得られている。宮田教授は、この国家資格を軸にすえながら、逆にホリスティックな専門職養成教育の「好機」と捉え返しつつ日本福祉大学の研究教育を陣頭指揮されたともいえよう。例えば、それは社会福祉実習の積極的な位置づけや専門職養成研究の視角を巡って展開されている（-2- および -3-①）。

#### 4 「福祉改革」期の社会福祉研究

##### ：「福祉改革」への批判的検討と戦後社会福祉の総括

「新政策論」が提起した「運動論的視点」や「福祉労働の視点」をふまえて、研究に取り組みられた宮田教授は、そうした視点と方法を日本福祉大学における独特な社会福祉教育構築のためにも生かされてきたと言えるだろう。その後も「新政策論」の立場にたつ研究者との交流を重ね、この批判的交流が1980年代に進行した「福祉見直し」から「臨調行革」路線による反福祉的政策が進行する中で結集される社会福祉や社会保障の研究者や実践者による『社会福祉危機シンポジウム』開催につながっていくのであり、まさに「運動論的視点」に立脚したひとつの社会的な研究運動を形成していくのであった。

##### 1980年代の社会福祉研究を振り返って

宮田教授は、1989年に真田是教授が設立された総合社会福祉研究所の運営活動にも進んで協力され、理事としての職責も果たされてきた。また同じ年に、真田是教授の還暦記念論文集を河合幸尾教授と編集され、そのなかでいわゆる真田理論に対する解題を行っている（-4-）。そうした真田理論から学ばれた知見から、宮田教授は、『総合社会福祉研究』創刊号で、「80年代の社会福祉研究の概観」を報告された。すでに政策的には、臨調行革路線による社会福祉における自己責任論の浸透、紆余曲折のすえ、社会福祉士および介護福祉士が国家資格化されていた段階であったが、教授はどのようにこの時代を認識されていたのであろうか。

宮田教授は、「福祉見直し」から臨調行革に至る福祉制度改革の段階へ呼応するかのようになり、そうした政策面をリードし、同時にそれに理論的な裏付けを与える社会福祉研究が大きな流れとして形成されてきたことを指摘し、三浦文夫教授の提起された「社会福祉経営論」（いわゆる「ニード論」）の果たした功罪を批判的に紹介し、さらに三浦氏が厚生省の外郭団体にあたる社会保障研究所の中心人物であったことと関係して、そこで「当面の政策課題と直結した研究をすすめる「社会保障研究所グループ」というべき研究者集団が形成されたこと」が1980年代の特徴として注目できるとした（宮田和明「80年代の社会福祉研究概観」『総合社会福祉研究』第一号、1989年、55-57頁）。次に、高齢者危機論から具体的な制度改革論を志向する研究動向が認められ、先の「社会保障研究所グループ」と関係の深い人たちが中心となって「社会福祉改革の基本構想」が進められ、「厚生行政と審議会などとの連係プレーが見事に行われ」た結果がいわゆる社会福祉関係8法の改正につながり、これが現実の政策課題としての「雰囲気づくりや世論形成の上で……果たした役割は小さくない」と分析されている（同、57頁）。これに対する「制度改革論への批判研究」としては、宮田教授が共鳴する「運動論的視点」を持つ高島進教授、一番ヶ瀬康子教授の社会福祉政策批判研究、真田是教授らの生活問題と社会福祉を接合する批判的研究、江口英一教授らによる貧困論や生活分析に依拠した社会福祉理論への接近、成瀬瀧夫教授らの財

政学的視点からなされた措置制度と福祉補助金に関する研究、白沢久一教授らによる生活保護ケースワーク論からのクライアントのエンパワメント論（「生活力形成」「生活関係の形成」）などが登場していることに触れているが、その詳細についてのコメントは少なく、むしろ次世代の研究者に発言を譲る形になっている（同、58頁。なお、この報告では、笛木俊一氏、浜岡政好氏、河合克義氏がそれぞれの立場から立ち入った報告をしている）。

1980年代からの社会福祉政策と社会福祉理論研究は、このように「福祉国家の危機」に端を発する、新自由主義的なマクロレベルの福祉削減の世界的動向と、しかしながら、日本では、高齢化社会を本格的に迎えるための社会保障や社会福祉の制度改革を同時並行的に検討せざるを得ないという事情が背景としてあるなかで模索されねばならなかった。

福祉制度改革の検証 : 1980年代の改革を中心に

宮田教授は、「社会福祉制度改革の論理と基本方向」（-3- と及び他の報告資料からまとめなおしたもので、単独著書の第4章に収められた）のなかで、1980年代から90年代初頭に展開された社会福祉制度改革の歴史を振り返りながら、その諸課題を整理している。

宮田教授は、総合社会福祉研究所の報告会でも触れた『社会福祉改革の基本構想』（以下、基本構想）の主張を読み解きながら、基本構想が年金、医療制度の現状を不合理で是正すべき側面があつて費用的にも抑制されるべきという趣旨の提言に疑問を呈しつつも、他方で同構想が社会福祉に関しては「拡充整備」を積極的に図らない限り、21世紀の高齢社会に対応できないと主張していることに注意を促している。とはいえ、この基本構想は、こうした改革の必要性を従来の社会福祉制度（措置制度）の制度疲労に求め、新しい対応として、「社会福祉の一般化・普遍化、在宅福祉の推進、福祉供給システムの再編、新しい公共の立場にたつ社会福祉、総合化、の5点を」（-1-、86頁）提案している。宮田教授は、基本的に上記の5点を改革の理念として主張している基本構想による「改革の基本方向は、社会福祉の「自由化」と「柔軟化」という二つのキーワードに集約される」（同、87頁）と指摘する。この「自由化」と「柔軟化」を具体的に述べれば、基本構想は、費用負担方式の合理化（＝受益者負担論）、在宅福祉の展開、市場サービスの積極的導入による供給主体体制の改革、公私（官民）の機能分担論に基づく「公助・自助・共助モデル」の構築（住民参加型サービスなど）、こうしたサービスの総合的提供、として表現される（同、87頁）。

社会福祉関係者にとっては、この基本構想の底流にある発想は、三浦文夫教授の「社会福祉経営論」が主張してきたことと基本的には同一軸にあることは明らかであろう。三浦教授はすでに社会福祉サービスの公私機能分担論、ボランティア積極利用論、貨幣的ニーズの必要に対する要請の相対的後退と非貨幣的ニーズの増大による現物サービス供給体制論などを積極的に提言してきたからである（高島進『社会福祉の理論と政策』ミネルヴァ書房、1986年、第8章）。

こうした経緯を踏まえて、福祉関係三審議会合同企画分科会は1989年には「今後の社会福祉のあり方について」を最終意見具申として国に提出していく。この議論は、基本構想と同時期の

1986年から検討が開始され、この過程では、入所措置事務の団体委任事務化、福祉関係者の資格化要件、入所施設の費用徴収基準の検討、今後のシルバーサービスの振興などが検討され、は実際に1987年の「社会福祉士及び介護福祉士法」として結実していく。

こうした意見具申は具体的な制度改革に帰結し、政府は「高齢者保健福祉推進十か年計画」(ゴールドプラン)の戦略を具体化していくことになる。在宅福祉三本柱と在宅介護支援センター創設や、老人保健施設や社会福祉施設の整備に関する目標数値が上げられており、それは一面では政府の積極性を示すものであるが、「仮にこの目標数値がすべて達成されたとしても、「誰もがどこでも、いつでも、的確で質のよいサービスを、安心して、気軽に受けることができる」というゴールドプランの目標を実現することは困難である(同、95頁)」った。

その他、ゴールドプランに基づく市町村老人保健福祉計画を巡る一連の動向をも分析しつつ、宮田教授は、厚生省が地方自治体に示した策定「マニュアル」の内容が「他面では、市町村が住民の生活実態や要求を具体的に分析することなく、単なる机上の数字合わせの計画として老人保健福祉計画を作り上げてしまうことを促すおそれも持っていた」ことを指摘し、実際に外部機関などに委託して計画策定を終えてしまった自治体があったことを危惧している(同、101-106頁)。

福祉制度改革の検証 : 社会保障制度審議会の「勧告」にみられる変容を巡って

さらに厚生省が検討してきた一連の福祉改革路線は、1995年の社会保障審議会の「勧告」をひとつの軸として、大きく旋回していく。それは一方では高齢化に対応するための社会福祉サービスの量的拡大と整備であったが、他方では、受益者負担論を前提とする費用負担の増加の一般化であり、社会福祉を権利として受給する立論ではなく、サービスの売買関係へ矮小化するかのような動きであった。この点について、宮田教授は、戦後の社会保障・社会福祉の諸制度が、社会保障制度審議会が3回(1950年、1962年、1995年)に渡って勧告してきた内容に沿って整備されてきた/されていくであろうという見地にたつて、この3つの勧告内容の比較検討を行っている(-3-で、後に単独著書に収められた。引用はその著書からのものである)。

「1950年勧告」の検討

まず、いわゆる「50年勧告」における社会保障理念とその理念で提案された現実性の分析では、勧告のいう社会保障による生活保障は、「国家の責任」であることが明確に規定されているところに意義を見だし、その中で述べられている国民の社会保障に対する「社会連帯の精神」や「社会的義務」は、社会保障に関する国家責任を明確に前提条件にした上でのものであることを確認している。その上で、勧告が社会保障の構成要素として、社会保険、国家扶助、公衆衛生および社会福祉を提案していること、さらにこの4つの「相互に関連を保ちつつ総合一元的に運営されてこそはじめてその究極の目的を達することができるであろう」という文言に注目し、単なる政策技術的な意味で同勧告を解釈する「社会保険中心主義」という見解には異を唱えている(-1-、117-119頁)。次に勧告案をどのように実現するのかについては、勧告そのものが当時

の貧弱な国家財政基盤のもとでこれら社会保障に理念を実現することは一挙的に不可能であることを発言しているものの、「少なくともこの程度のことをやらなければ、当面する社会不安に対する国家の責任を果たすことはできない」とする勧告内容を高く評価している。しかし当時の日本政府は、同勧告「の全面实施に対しては消極的であった」（同、122頁）。実際の社会保障関係費用への支出は、勧告の「資産の4分の1強に過ぎ」（同、123頁）ず、「そのうちの約4割は53年度に復活した軍人恩給を中心とする遺族援護費等が上積みされたことによるもの」で、勧告の内容に真正面から応えた内容にはなっていなかった（同124頁、和数字はアラビア数字に置き換えた）。政治的ないわば「逆コース」によってこうした勧告の理念は実現しえなかったのである。

#### 「1962年勧告」の検討

次にいわゆる「62年勧告」の検証に移ろう。宮田教授は、高度経済成長期に入った日本では、国民の所得が増大してきた背景があったが、勧告は所得の階層間格差が拡大していることに関心を向けた上で、それに対応する社会保障制度再編成の必要性が生じたことを社会保障制度審議会が新たな勧告を答申する直接的な動機であることに触れている。この勧告の「基本方針の特色は、社会保険、社会福祉、公的扶助、公衆衛生の四部門を主な要素として社会保障制度の体系を構成するという点では従来の基本的枠組みを引き継ぎながら……国民を所得階層別に……区分し、所得階層別対策として社会保障制度を再編成し、特に貧困・低所得階層対策に重点を置いて整備を進めることを提起したところにあった」（同、125-126頁）。

実際の制度的進展の見地からみれば、被用者が増大するに従って社会保険制度が拡充されてきたこと（例えば、1957年からの「医療保険普及四力年計画」や1958年の国民健康保険法の改正および翌年の国民年金法の制定）は、一面では積極的に評価できるかも知れないが、他方では勧告が認めているように、所得に比例してそれが高い者の属する制度は強くなり、弱い立場の者が属する制度が弱くなるという事態が進行しており、これでは「[社会保障の]全制度を通じて全国民に公平にその生活を十分保障する」ことは出来ないため、より「高い次元における新しいバランス」を確立することを求めて、特に住宅政策などが貧弱な日本では、とりわけ低所得階層（ボーダーライン層）に対する対策が重視されなければならない。したがって、社会福祉は「事業の採算本意に運営されてはならず、原則として受益者に費用を負担させるべきではない」。これは当然であり国家と地方自治体によって賄われるべきであると勧告は説いたのであった（同127-128頁）。

社会保障を国家や自治体の責任で整備し賄うには、当然その財源的裏付けが必要になるが、当時の日本の経済成長率の推移から見ても、それは理論的に可能であることを勧告は示唆していた。すなわち、日本の経済成長率が諸外国に比べて相対的に高く伸びているにもかかわらず、現実の社会保障費の対国民所得比は諸外国に比べて低く抑えられた形のままだったのである（同、130-131頁）。

「1995年勧告」の検証

「95年勧告」までの30年あまりの月日の経過の中で、多くの社会福祉政策の変化があったが、基本的には、「福祉見直し」による制度改革への地ならしが進められてきたといえよう。この間の政府による露骨な福祉抑制議論（例えば、「日本型社会福祉論」など）は若干後景に退いた観があるものの、80年代後半から進められた高齢社会対策としての福祉制度改革路線は、一面では財源的裏付けをもって確かに社会福祉サービスの量的拡大を促してきた。しかし、そうした社会福祉サービスの量的拡大は、「日本型社会福祉論」を下敷きとした基本構想の延長上で社会保障制度の「再構築」を謳う形で導入されてきたのである（同、137頁）。最後に、こうした制度改革の最終答申として位置づけられうる「95年勧告」はどのような性格のものであろうか。この点についての宮田教授の評価を跡づけてみたい。

宮田教授は「95年勧告」を分析するための課題を2つに絞っている。ひとつは、「62年勧告」でも注意が喚起された「貧困・低所得階層」に対する社会福祉をどのように理解しているか、ふたつは、日本型社会福祉論を基盤とする政府の「高齢社会対策」の限界についてである（同）。

「95年勧告」は、日本は所得格差が世界でもっとも小さい国のひとつになっているという認識をしており、「社会保障制度の所得再分配効果を高める必要性に触れていない」（同、138頁）のである。したがって、「貧困・低所得対策」としての社会保障制度からの「脱却」が求められ、それゆえに受益者負担を正当化する福祉制度改革が進められてきた。この事実を、勧告は追認しているのが第一に注目されるべきことである。しかし国民の生活実態はそうではない。宮田教授は、所得階層別の保険料拠出と受給水準を調べた上で、「1987年から90年までの間に、所得の最も低い50万円未満層で受給金額が減少していること、1000万円以上層では拠出金額が減少し、受給金額が増加していること、また、90年の拠出金額は必ずしも所得に比例しておらず、300～350万円層の拠出金額が350～400万、400～450万円層よりも大きいこと」を指摘して、所得間格差が依然として大きく、また社会保障による所得再分配効果が薄められていることを指摘している（同、139-140頁、和数はアラビア数字に書き換えた）。

二点目について、「95年勧告」は、高齢者や障害者の介護は、家族や地域社会近隣で対処すべきであると説いた、70年代に提起された日本型社会福祉論ほどの露骨な福祉抑制を提案してはいないけれども、「だからといって……介護にかかわる公的責任の範囲を拡大することを求めているのではな」く、増大する介護費用を賄うためには、公的介護保険によってなされるべきであると主張しており、実際的に「21世紀に向けての「高齢社会対策」の議論を「公的介護保険」導入問題一色に塗り潰すような状況が生み出され」ており、「「家族と地域」に代わるものとして、国民全体の相互扶助をあげる「95年勧告」の提起は、ここでも国民すべてが等しく責任を持つという「国民総責任論」に帰着していく」（同140-141頁）と厳しくその姿勢を批判している。

「95年勧告」はそれまでの勧告が譲らなかった「社会保障の国家責任」を前提としてなされたものではなく、曖昧な国民所得水準の向上（購買力の向上）を背景とした考えにたち、国家に責任を「勧告する」どころか、むしろ実質的に国民に対して国家との社会サービス売買契約を進ん

で「勤告する」という逆立ちした論理構成を取っているのである。宮田教授は、「公的保障の範囲を限定し、階層間格差の存在を無視して「みんなで支える」ことを強調する社会保障制度が「広く国民に健やかで安心できる生活を保障する」ものとなりうるか否か、引き続き厳しい検討が必要である」(同, 142 頁) と締めくくっている。

## 5 私たちに残された課題

宮田教授がなされてきた社会福祉研究は、以上の紹介で終わるものではもちろんないが、これまでの宮田教授が積極的に提起されてきた、社会福祉理論研究、社会福祉政策研究、社会福祉教育研究の軌跡から何が課題として残るであろうか。この課題は、宮田教授にとっての課題というよりは、私たち後代の研究者にとっての課題ということになるだろう。

第一に、社会福祉理論研究における課題である。1990年代半ばに宮田教授は「社会福祉理論研究の動向と課題」と題される論文( -3- )のなかで、社会福祉研究が拡大し全体的には大きな前進をしていることが認められるにもかかわらず、こと社会福祉理論研究においては、「この十数年、「停滞」あるいは「低迷」状況に陥っているのではないかという指摘」があることを述べている( -1- , 234 頁)。教授は、松井二郎教授や古川孝順教授が発表された社会福祉理論研究の著作にも同様の指摘があることを紹介している。例えば、その古川教授は、こうした社会福祉理論研究が停滞している背景について「近年における社会福祉研究の主要な関心が、社会福祉の全体像の解明を志向する理論研究よりも、どちらかといえば二極分解的に、現実世界における福祉改革の潮流のなかで、それを方向付け促進する研究[三浦理論に代表される系譜]か、あるいはそれとは全く逆にその全面的な批判を志向するような研究に分岐してきたことに求めることができる」(同, 237 頁)と分析していた。確かに、80年代に三浦文夫教授によって提起された「社会福祉経営論」に対する批判は、「新政策論」によって実行されてきたものの、一連の「福祉制度改革」が連綿と続く中で、個別の社会福祉の課題に多くの人たちが目を奪われてしまうかのような現象が起きていたともいえよう(例えば、1990年代後半社会福祉学会では政策分野として注目される高齢者福祉分野などでの発表が増加し、理論、歴史、公的扶助(貧困)領域での発表が激減したことなどを想起されてよいだろうが、現在はその真逆とは言わないまでも貧困による二極化が社会を分断していることから公的扶助や貧困領域での研究発表は盛況のようである)。

しかし、「新政策論」の提起した「社会福祉の二面性と福祉労働論の視点」がなお有効であるか否かは改めて問われなくてはならない。この点は、イギリスにおけるソーシャル・ポリシー論においても、例えば日本でも有名である「貧困論」を専攻するルース・リスターが福祉国家とそこで展開される各種の社会政策が「ケアとコントロール」の両義性・両価性をはらんでいることを踏まえ、ミッシェル・フーコー的な「生政治」モデルを加味した鋭い分析を行っているし(Ruth Lister, *Understanding theories and concepts in social policy*, Bristol: Policy Press,

2010), これまた日本で有名なジグムント・バウマンも「労働倫理」という概念を通じて, 社会政策や福祉サービスの規律的側面とそれへの抵抗論理をどのように両立させるかという課題に取り組んでおり, それはソーシャルワークをはじめとする社会福祉理論全体の課題にもなっている(例えば, 拙稿(2009)「ソーシャルワークと近代社会 ジグムント・バウマンの社会理論を手がかりとして」『日本福祉大学研究紀要 現代と文化』第120号参照). さらにこうした現代的視点を社会福祉研究全体の理論的刷新を目指して再構築する若手研究者の研究も登場してきている(例えば, 坪洋一, 金子充, 堅田香緒里, 西村貴直, 畑本祐介『社会政策の視点』法律文化社, 2011年).

いずれにせよ, 宮田教授は「社会福祉理論研究の停滞」が叫ばれる時代は, 「社会福祉とは何か」がそれだけ厳しく問われている時代である……社会福祉改革の総括の上から立て, 新たな理論枠組みを構築しようという意欲的な取り組みが広がることによって, 社会福祉理論研究が活発化することを期待したい(同, 243頁)と述べられているので, こうした教授の「期待」に込められた意図を私達は精進しなくてはならないであろう.

第二に, 社会福祉教育のあり方についての課題である. かつて日本福祉大学全学教授会の「見解」と宮田教授が表明された「社会福祉教育」のあり方の理念的かつ具体的な方向性は, その後本学のみならず全国的なレベルから言ってもどのように影響を与え, また継承されていったのであろうか. これについては, 詳細な検証をするに値するものの, 私の能力の関係で割愛せざるを得ない. とはいえ, 本学に限って言えば, それは本誌に寄稿された加藤学長のエッセイが「児島美都子学部長, 大泉溥学部長補佐の時代に社会福祉士資格導入をめぐる大激論が行われ, 続く, 竹中哲夫学部長, 笛木俊一学部長補佐の時代に「士」制度をうまく受け入れるための地ならしが行われ, 続く宮田内閣に社会福祉実習教育論, 社会福祉教育論の確立など, 安定的な社会福祉(学部)形成が託されたのでした」(本誌加藤論文, 3頁)と記していることから, また原田正樹准教授のエッセイからも, その精神はきちんと継承されていったといえるであろうか. 例えば, 加藤学長が書かれた, 社会福祉士が国家資格化される過程での本学の「激論」内容を私はもちろん知らないが, 示唆的なのは, 一番ヶ瀬康子教授の証言である. それによれば, 当時厚生省は「社会福祉士 [設立を巡って] については [日本社会福祉] 学会には何の問い合わせも」しなかったようであり, 「これは後で, 仲村 [優一] 先生と三浦 [文夫] 先生のお二人で進められ, そこに京極高宣さんが厚生省サイドから噛んで検討されたと聞いています……私は [この件について] 学会だけが関与することだとは思わないけれども, [厚生省や上記研究者らは] 学会の意見も聞いてよかったんじゃないか, そう思っているんですよ」と証言している. 古川孝順教授はそれを受けて「学会の方から見ると, 最初のサムライ(士)法案 [1971年の社会福祉士制定試案のこと] には学会としての対応もきちんとしてきたけれども, その次の現行の資格制度については学会の関与するいとまもなくつくられてしまったということですね……そして国家資格の科目のあり方によって教育課程さらには社会福祉研究の領域までが方向付けられるような側面があったということ, そのことは事実として指摘しておく必要があるということですね」と一番ヶ瀬教授の

思いを代弁している（日本社会福祉学会編『社会福祉学研究 50 年 日本社会福祉学会のあゆみ』ミネルヴァ書房，2004 年，309-310 頁）。

こうした時代背景を考えつつ、宮田教授の果たされた社会福祉教育の視点を現代的観点から生かす方法を私たち後代の研究者は考えなければならないであろう。

第三に、社会福祉政策研究についてである。宮田教授は、第一の課題でも触れたように、特に福祉改革を巡って社会福祉理論研究の動向を「改革推進研究 対 改革批判研究」の「両極分化」と捉えている。社会福祉理論研究は、実際の政策評価研究とも密接に関連しているので、社会福祉政策研究も同じ構図のなかで展開されているという（-4-）。こうしたなかで、社会福祉政策研究（マクロレベルの政策批判研究）をする前提として、メゾやミクロレベルでの「政策・事業・サービスの分析・評価の手法の開発が改めて注目されるようになり、客観的な分析・評価を可能にするデータの蒐集・集積が進みはじめている」ことに注目されており、こうした研究が一定の政策評価をしていくうえで重要な資料になることを認めている。端的に、「国の政策の基本的な目的・目標がどのように現実化しているかの分析・評価を客観的なデータを踏まえて深めることは急がれる課題の一つであろう」と宮田教授は述べられているが、同時にこうした客観的なデータを基盤とした「政策科学」志向への実現性についても批判的視点（国民と国あるいは自治体との社会関係を考慮すること）を堅持する必要があることを強調されている（-4-）。

このことを私なりに解釈すれば、「客観的な」データ集積は政策評価に必要とされるものであるけれども、それが政策評価をしていくにあたってのエビデンスになり得るかは、研究者や国民の価値判断に左右されるのであり、その客観性をどのように解釈していくのかは、研究者自身の現実の社会関係を判断する主観的要素を抜きにはあり得ないのである。このことを宮田教授は指摘されているのだといえよう。

個人的には、宮田教授が提起されてきた社会福祉理論研究の刷新と社会福祉教育（実習含む）の芳醇化については、私が現在担当している講義や演習科目（社会福祉原論，社会福祉発達史，実習指導）からいっても直接的な関係を持っており、改めて宮田教授の見識と貢献に感服せざるを得ない。望むらくは、天国にいておそらく安らかな日々を送られている宮田教授に「伊藤さん、いつも上から眺めていますよ」と意地悪な意味で言われたいような研究と教育をこつこつと積み上げていく努力をしていくことのみが、私が宮田教授に恩返しできる唯一の実践であることを心にとめて置くことだと思っている。

## 謝辞

本稿を執筆するにあたり、二木立先生、永岡正己先生から懇切丁寧なコメントを頂きました。記して感謝いたします。